

公益社団法人空気調和・衛生工学会
ホームページ運用管理規程
平成26年3月13日 理事会制定
平成28年3月17日 理事会制定

(目的)

第1条 公益社団法人 空気調和・衛生工学会（以下「当法人」という）からインターネットを介して外部に情報を発信する公式のWEBサイト（以下「ホームページ」という）の運用および管理について定める。

(適用範囲)

第2条 本規程の適用範囲は、当法人ホームページに関わる事項とする。

(情報委員会)

第3条 本規程に定める目的を達成するために、情報委員会（以下「本委員会」という）を置く。

2 本委員会の構成は次の通りとする。

委員長 1名（会員・情報理事）

副委員長 2名以内（会員・情報理事）

委員 委員長が指名するもの

3 委員長は各年度、委員候補者を選考し、理事会の承認を得る。

4 事務局にホームページ担当者を設ける。事務局のホームページ担当者は当法人ホームページの掲載情報の授受および外部からの問い合わせ窓口として対応し、その内容を本委員会に報告する。

5 当法人ホームページの掲載項目や情報および掲載内容について定期的に確認を行い、そぐわない内容や更新されるべき情報の改変が著しく遅れるなど、運用上の問題が発生した場合などは、本委員会がホームページ担当者を通じて掲載項目を起案した責任者へ改善を指導する。

(掲載項目)

第4条 当法人ホームページに掲載する項目は、次のとおりとする。

(1) 定期掲載

①当法人が紹介・案内・募集する定期掲載項目

(2) 随時掲載

①当法人が紹介・案内・募集する随時掲載項目

②掲載を希望する委員会（以下「当該委員会」という）が起案する掲載項目

③当該委員会が起案する会員専用サイトおよび英文ホームページの掲載項目

(3) 広告掲載

①企業などが掲載を希望する有料広告

②大学などが掲載を希望する無料広告

(掲載項目の新規登録・変更・削除)

第5条 当法人ホームページの全体構成に係わる新規登録・変更・削除は、本委員会が起案し、理事会の承認を得る。また承認された項目の情報登録・変更・削除は本委員会が行う。

- 2 当該委員会が起案する掲載項目については、当該委員会が掲載内容について責任を持ち、新規登録・変更・削除を行う。
- 3 各支部においては、支部WEBサイトの立ち上げを認める。支部WEBサイトの掲載項目については、支部長が責任を持ち、本規程を遵守して新規登録・変更・削除を含む運用および管理を行う。

(掲載してはならない情報)

第6条 当法人ホームページに以下のような内容の情報を掲載してはならない。

- (1) 当法人の品位を損傷、または当法人に不利益をもたらす恐れのある情報
 - (2) 公序良俗、法令および当法人の諸規程に違反またはその恐れのある情報
 - (3) 知的所有権・肖像権・著作権などを侵害またはその恐れのある情報
 - (4) 個人および組織等を誹謗中傷またはその恐れのある情報
 - (5) 虚偽の情報
- 2 当法人ホームページ以外に、当該委員会または会員が当法人の名前を使用して独自にWEBサイトを設けてはならない。

(免責事項)

第7条 当法人ホームページの免責事項については、別に定める免責規程による。

(費用の負担)

第8条 原則として、当法人ホームページの運用および管理に関わる費用は、本委員会の負担とする。
なお、当該委員会が起案する掲載項目の新規登録・変更・削除に関わる費用は、当該委員会が負担する。支部WEBサイトの運用および管理に関わる費用は、支部の負担とする。

(協議事項)

第9条 本規程に定めのない事項および解釈に疑義が生じた場合などは、本委員会が協議し決定する。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、会員・情報理事が起案し理事会の決議による。

附則

本規程は、平成26年3月13日から施行する。